

旧認可供給条件の承認について

(趣旨)

第2弾改正電気事業法附則において、経済産業大臣は、旧認可供給条件の承認に際し、あらかじめ電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴かなければならないとされている。

今般、北海道電力、東北電力及び東京電力からの旧認可供給条件の承認について経済産業大臣から意見の求めがあったところ、当該承認に異論なき旨回答すべく委員会として御確認いただく。

主なポイント

1. 背景

第2弾改正電気事業法附則第19条では、旧認可供給条件（第2弾改正法施行の際現に特例認可を受けている料金その他の供給条件）について、同法施行日後においても引き続き、「特定小売供給約款（経過措置約款）以外の供給条件」として適用する場合には、施行日後1ヶ月以内に経産大臣の承認を受ける必要がある旨規定されている。経産大臣がこの承認をしようとする場合には、あらかじめ委員会の意見を聴かなければならないこととされている。

旧認可供給条件には、旧電気事業法下において①供給約款以外の供給条件として認可を受けたものと②選択約款以外の供給条件として認可を受けたものが存在するが、選択約款は今後自由料金メニューとして整理されるため、「特定小売供給約款以外の供給条件」としては前記①のみ承認をすることとなる（電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等第1（11）参照。）。

2. 申請状況

今般、北海道電力、東北電力及び東京電力から旧認可供給条件の承認申請が行われたが、申請内容の概要は以下のとおりである。

(1) 北海道電力

○定額電灯及び公衆街路灯Aの料金についての特別措置

LED照明・有機EL照明などの高効率かつ小容量の照明の導入の拡大が進む中、こうした照明の高効率化や小容量化に対応するため、定額電灯および公衆街路灯Aの料金メニューにおいて、新たに「10ワットまで」という料金区分を設定。

(2) 東北電力

○定額電灯及び公衆街路灯Aの料金についての特別措置

北海道電力のものと同様。

○高速サービスエリアにおける需要場所についての特別措置

電気事業法施行規則附則第17条第2項に定める2のサービスエリア等からなる原需要場所において、それぞれ電気自動車用急速充電器等を設置する場合、当該それぞれのサービスエリア等における電気自動車用急速充電器設備につき、一の需要場所とみなす。

○福島第一原子力発電所の事故に係る電気料金等の特別措置

福島第一原発事故に伴い避難指示等がなされた地域または地点において、避難した需要家から申し出があった場合、避難した期間の電気料金を免除する等の措置を取っている。

(3) 東京電力

○平成27年9月台風第18号等による大雨被害に係る災害特別措置

平成27年9月の台風18号等による大雨により災害救助法が適用され地域等における需要家に対して、被災時から電気を使用しなかった場合、電気料金を免除する等の措置を取っている。

○福島第一原子力発電所の事故に係る電気料金等の特別措置

福島第一原発事故に伴い避難指示等がなされた地域または地点から東京電力管内に避難した需要家であって原子力損害賠償の対象となる場合、電気料金の支払期日を延長する措置を取っている。

上記各承認申請を受け、本年4月11日、経済産業大臣から委員長に対し意見の求めがあった。これらの旧認可供給条件はいずれも供給約款以外の供給条件として認可を受けたものであり、本年4月以降は特定小売供給約款以外の供給条件として引き続き適用をしようとするものであることから、委員会として当該承認を行うことに異論がない旨を回答することとした。